

仕 様 書

1 業務名

もみじ台管理センター暖房用熱交換器ガスケット交換業務

2 業務内容

もみじ台管理センター 1 F サブステーションに設置している暖房用プレート式熱交換器において、伝熱プレート間のパッキン（耐熱ゴム製）が劣化しており水漏れが発生していることから、プレート式熱交換器のガスケットの交換を行うこと。また、汚れや異物等を除去するため、プレート伝熱面等の洗浄を行うこと。

（株）日阪製作所製 プレート式熱交換器（既設）型式：UX-016A-HJ-37
プレート式熱交換器用ガスケット 1 式

- (1) 修繕対象のプレート式熱交換器は図面（別紙 1 及び 2）のとおりとする。
- (2) 必要な機具及び部材等は全て受託者が用意すること。
- (3) ガスケット交換後に水漏れが無い事を確認すること。
- (4) 熱交換器のフレームやプレート等の腐食による破穴など、作業時に予期せぬ重大な不具合が生じていることが発覚した場合には、追加で必要な作業や費用について、委託者へ速やかに報告すること。
- (5) 交換により撤去したガスケットは委託者に引き渡すこと（引き渡し方法は別途調整）。
- (6) プレート式熱交換器（1 次側の高温水：北海道地域暖房（株）供給）ガスケット交換の作業前及び作業後のバルブ操作（試運転調整含む）については、北海道地域暖房（株）が実施するものとする。

3 履行場所及び履行期間

(1) 履行場所

もみじ台管理センター（札幌市厚別区もみじ台北 7 丁目 1 ー 1）

(2) 履行期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 10 日（金）まで

また、日程については原則平日 8 時 45 分～17 時 15 分とするが、詳細は双方協議のうえで決定する。

※もみじ台管理センターの管理運営は日興美装工業株式会社が行っているため、日程調整の方法は別途調整する。

4 提出書類

業務完了時は、以下の書類等を作成し、提出すること。

- (1) 完了届（役務－第 9 号様式）

(2) 業務報告書（様式は任意）

※ 作業写真（作業前、作業中、作業後）を含む

(3) その他、委託者が必要と認める書類（納入仕様書等）

5 その他

(1) 受託者は、作業に当たって必要な事項について、委託者との間で十分な打合せを行うこと。

また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すること。

(2) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は現状復帰を行うほか、周辺の施設等を損傷させないように十分留意して作業を行うこと。

(3) 本業務の実施に当たっては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の軽減に努めること。

また、燃料・電気・水道等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(4) 作業場所において、建物や設備の破損及び事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。

また、受託者の不注意により発生した事故については、受託者の責任において対応すること。

(5) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

6 担当課

札幌市市民文化局地域振興部区政課区政係 担当：中川

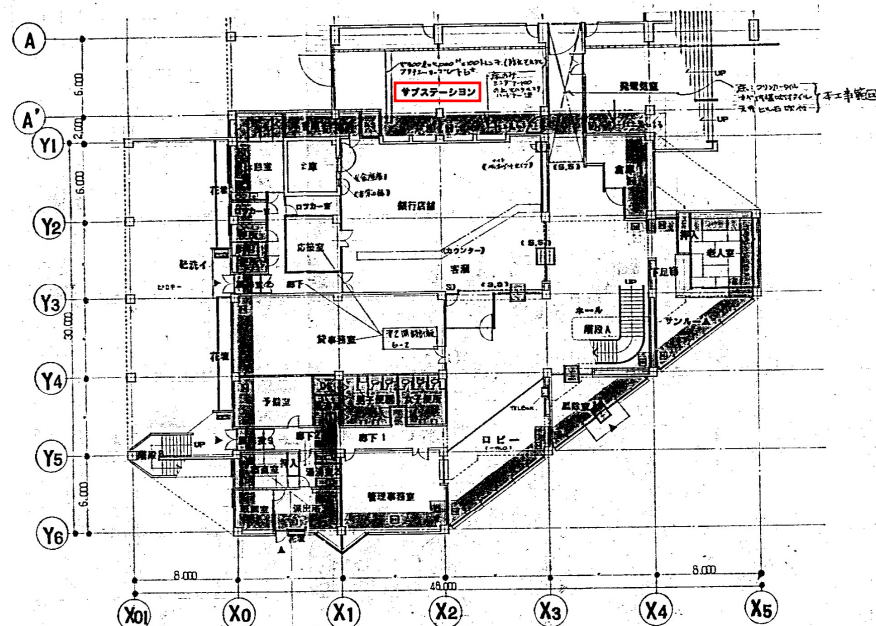
所在地：札幌市中央区北 1 条西 2 丁目札幌市役所 13 階

電話：011-211-2252

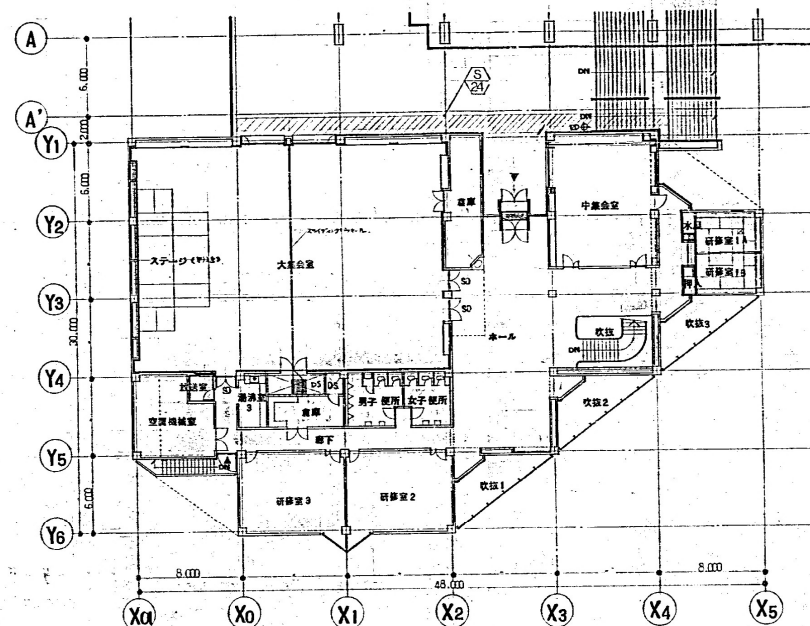
担当課メールアドレス：kusei@city.sapporo.jp

対象写真（熱交換器本体）





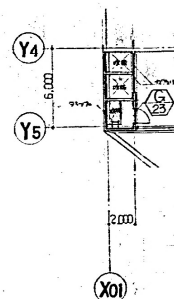
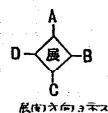
1 階平面図



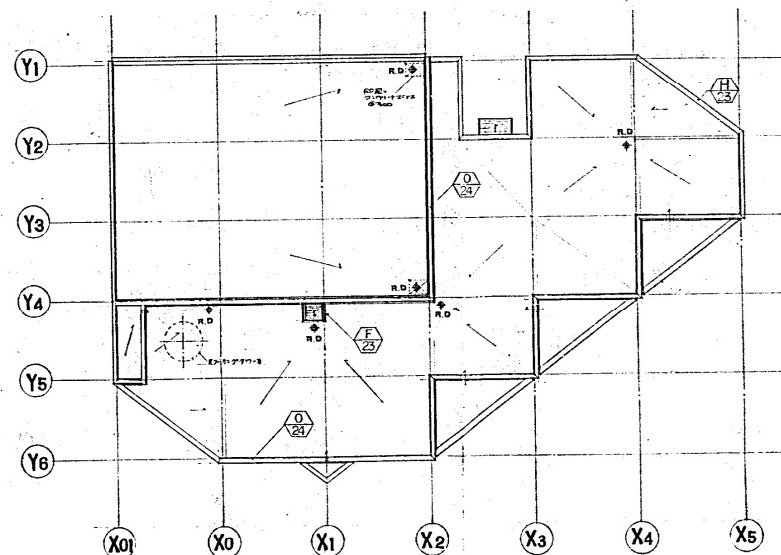
2 階平面図



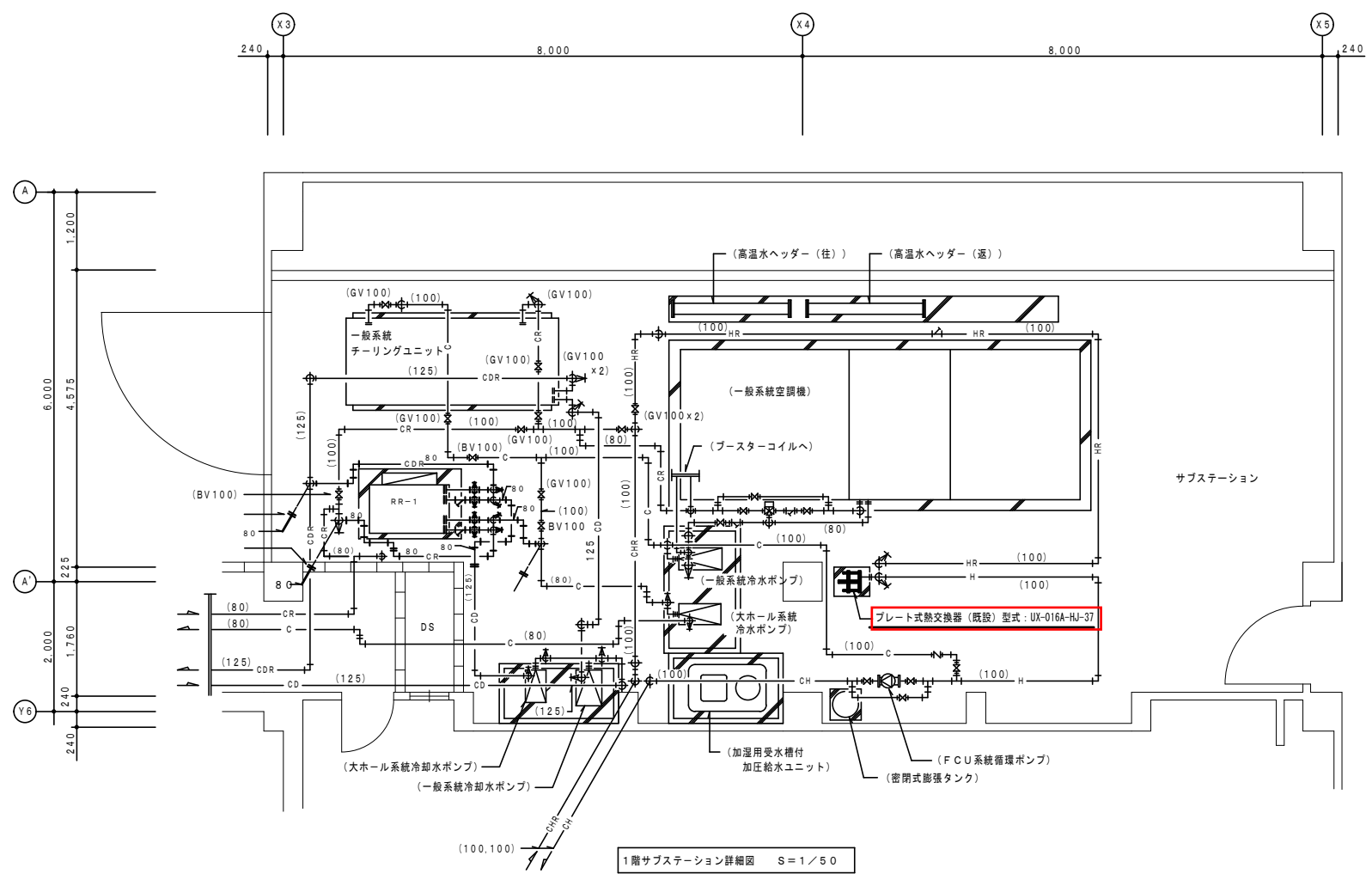
- [illegible]



塔屋平面图



R 階平面図



もみじ台管理センター
 暖房設備 1階サブステーション詳細図
 プレート式熱交換器用ガスケット 1式の交換